

平成 24 年（ワ）第 213 号、平成 25 年（ワ）第 131 号、同第 252 号

平成 26 年（ワ）第 101 号 平成 27 年（ワ）第 34 号 福島原発避難者損害賠償
請求事件

原 告 早川篤雄 外 585 名

被 告 東京電力株式会社

2016（平成28）年3月16日

福島地方裁判所いわき支部（合議1係） 御中

準 備 書 面 181

南相馬市小高地区等避難指示区域の現状について

原告ら訴訟代理人弁護士

小 野 寺 利

孝



同

広 田 次

男



同

鈴 木 堯

博



同

清 水

洋



同

米 倉

勉



同

笹 山 尚

人



同

向 川 純

平



外

本準備書面では、現在も避難指示が出されている南相馬市小高地区の現状について主張する。

第1 南相馬市の地勢について

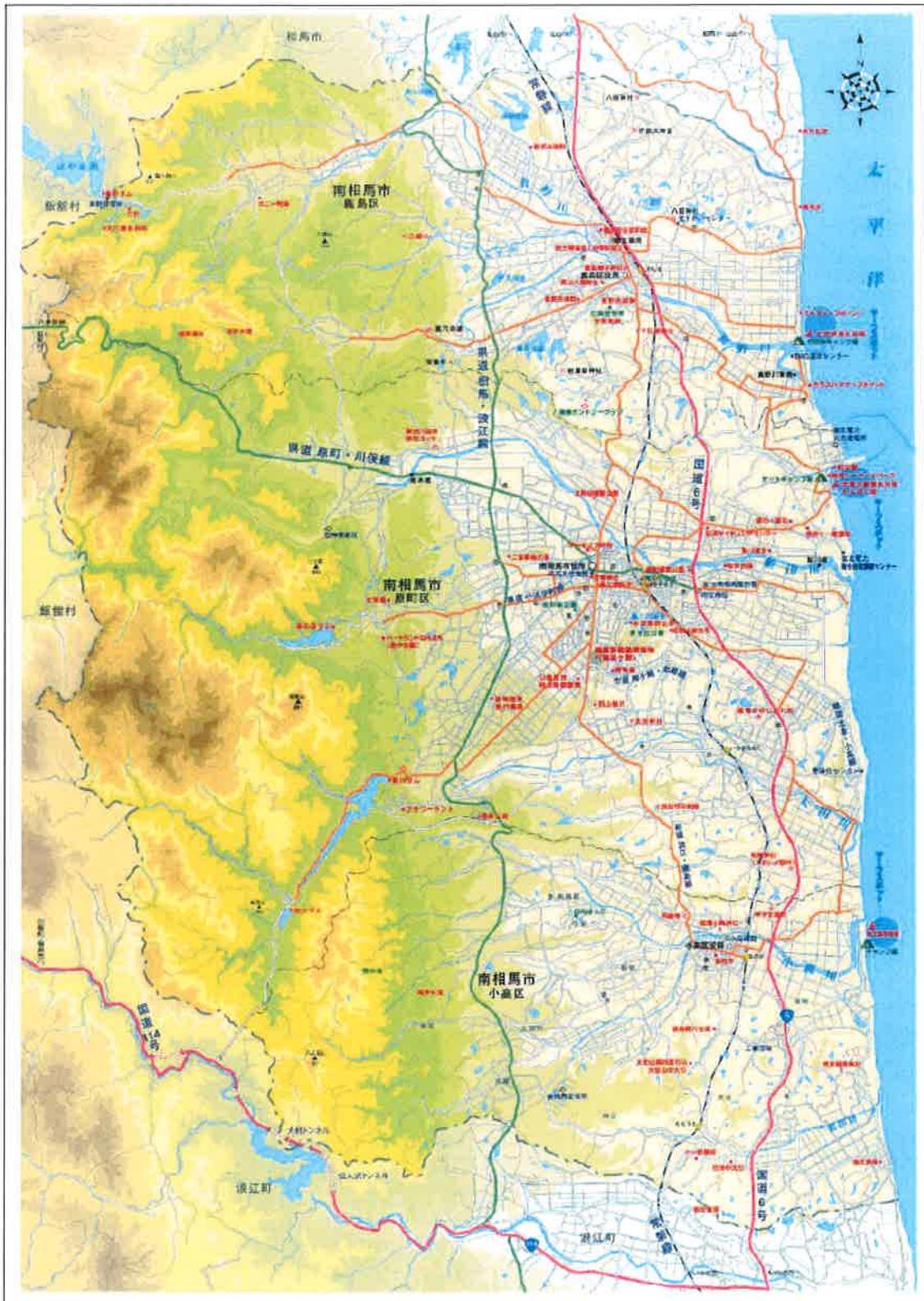
1 位置，面積

福島県南相馬市は、福島県の太平洋沿いにある浜通地区の北部で東京からの距離は293kmで、いわき市と宮城県仙台市のほぼ中間に位置している。

面積は、398.58 km²である。

2 行政区

現在の南相馬市は、2006（平成18）年1月1日、旧小高町、旧鹿島町、旧原町市の1市2町が合併して誕生した。合併後には、それぞれ、旧小高町は小高区、旧鹿島町は鹿島区、旧原町市は原町区の各地区となっている。さらに、小高区は、小高、金房、福浦の3地区に、鹿島区は、鹿島、真野、八沢、上真野の4地区に、原町区は、原町、大甕、太田、石神、高平の5地区で構成されている。これら細分化された各地区は、さらに幾つもの大字で構成されている。それぞれの行政区は、町の行政と密接に関連しながら、地域の諸課題の解決や地域福祉の向上に努め、地域コミュニティ活動の中心となっている。



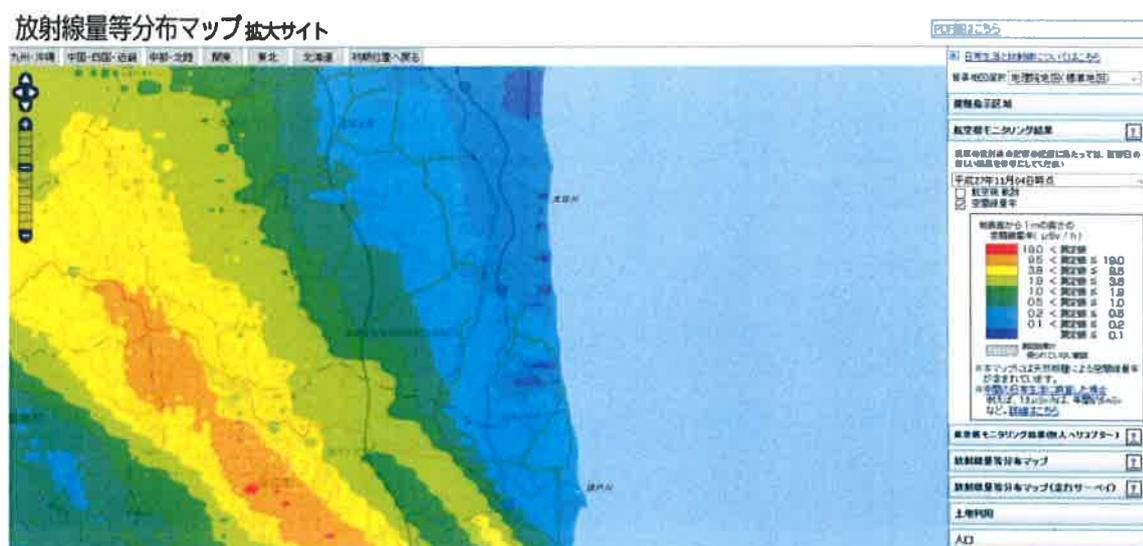
■南相馬市観光マップ

資料：南相馬市ホームページ

第2 放射線量等の分布状況と区域再編

1 放射線量等の分布

南相馬市，特に小高地区では，本件事故により大量の放射線物質が飛散し，今なお町内全域で高い放射線量が観測されている。平成26年11月7日時点の放射線量等の分布状況は以下のとおりである（文部科学省 放射線量等マップ 拡大サイト）



2 本件事故による避難の開始と区域の再編

南相馬市では，本件事故後，平成23年3月13日午前6時30分に20 km圏内の住民への避難指示を行い，南相馬市の該当町民が着の身着のままでの避難を開始することとなった。

同年4月22日，政府は福島第一原発から半径20 km圏内を警戒区域に設定し，南相馬市の該当区域の立入は制限されることとなった（なお，同日，南相馬市の20 km～30 km圏内の地域に関しては緊急時避難準備区域と指定されており，その指定は同年9月30日に解除されている）。

なお，後述のとおり，平成28年4月中に，帰還困難区域を除く避難指示区域について避難指示を解除するとの報道がある。

第3 町民の変動，帰還の意思について

1 事故前と事故後の人口動態

(1) 統計上の人口

平成22年10月1日現在の南相馬市の人口は70,878人（男性：34,450人、女性：36,240人），世帯数は23,640世帯であったところ（平成22年国勢調査），平成28年1月1日現在の市発表の人口は，男性31,157人，女性31,830人，計62,987人，23,355世帯であり人口は減少している（甲A262号証「南相馬市ホームページ」）。

平成22年10月1日現在の小高区の人口は，12,546人であったが，現在は避難指示解除準備区域等に指定されているため，居住者はいない（甲A262号証）。なお，小高区の市外避難者数は4,899人，市内仮設住宅入居者数は2,844人，市内借り上げ住宅等入居者は2,474人である。

2 避難指示解除に関する住民の意向，帰還に関するニーズ

(1) 復興庁による住民意向調査

南相馬市では，平成27年8月，小高区の市民に対する意向調査を実施した。（甲A263号証）。

同調査によれば，今後，南相馬市への帰還につき，「戻る」と回答したのは20.2パーセントにすぎず，「条件を整えば戻る」と回答した者も26.4パーセントにすぎない。また，「戻る」と回答した者でも，市内のうち小高区に戻ると回答した者の割合は13.7パーセントにすぎない（1141÷8314）。

また，若年層になればなるほど「戻る」と回答するものが少なくなっていることが明らかになっている（7頁）。若年層の多くには帰還意思がないことが窺える。

南相馬市に「戻らない」と回答した者が戻らない理由として挙げているのは「放射能汚染が不安」がもっとも多く，「商業施設が元に戻りそうにない」

「廃炉の見通しが立っていない」「避難先の生活が落ち着いてきた」「家族や友人、知人が戻らない」「戻っても仕事がない」と続く。

また、「条件を整えば戻る」と回答した者が戻るための条件としてあげたのは、「日常生活に必要な環境が十分整ったら」が最も多く「自宅の修復や清掃が終わったら」「空間線量が下がったら」「原発が安全な状態になったら」と続いている。

第4 放射能に対する除染

南相馬市小高区は、放射性物質対処特措法 25 条に基づく除染特別地域に指定されており、国が直轄して除染の計画、措置を実施する地域である。

しかしながら、現在のところ、全ての地区で除染作業は完了しておらず、その実施率は宅地 75%、農地 31%、森林 50%、道路 26%にとどまる（甲 A264 号証「除染情報サイト」）。

第5 南相馬市小高区のインフラ等の現況

1 狭義のインフラ環境

(1) 鉄道

同地区を通過する JR 常磐線（原ノ町ー小高）はいまだ開通の目途は立っていない。平成 27 年 1 月になって、JR 東日本において原ノ町ー竜田間代行バスの運行が開始されているにすぎない。

(2) 道路

平成 26 年 9 月 15 日に国道 6 号線が全線開通、平成 27 年 3 月 1 日には常磐自動車道が全線開通しているが、その他の帰還困難区域内にある道路に関しては、走行できるルートは限定されている。

2 経済環境

(1) 商工会加盟事業者の再開状況

小高商工会に加盟する 389 事業者のうち、地域内再開は 33 にとどまる（甲 A212）。営業再開済みの事業者は、ガソリンスタンド、理髪店等一部にすぎない。

飲食店は、双葉食堂が平成 28 年 3 月 11 日ころより再開とのことであるが、その他の再開情報はない。

（2）金融機関，郵便局

あぶくま信用金庫小高支店、小高郵便局のみが営業再開済とのことである。

3 社会環境

（1）役場等公共機関

小高区役所が再開済みである。

（2）教育機関

ア 幼稚園，保育園

小高区内には公立幼稚園 4、私立幼稚園 1、保育所 1 が存在しているが、いずれも休園中である。

イ 小学校

小高区にある小高、金房、鳩原、福浦小学校は、鹿島中学校仮設校舎に移転をしている。

ウ 中学校

小高区に所在する小高中学校は、現在鹿島小学校仮設校舎に移転している。

エ 高等学校

小高区に所在する小高工業高校は、南相馬市サッカー場敷地内仮設校舎に移転を余儀なくされており、小高商業高校も原町高校敷地内仮設校舎での再開となっている。

なお、私立松栄高は平成 25 年度末に廃校している。

（3）医療機関，福祉機関

小高区の医療機関（全 9 院）は、市立小高病院を除き、すべて休診中である。

小高区内での福祉施設として存在する特別養護老人ホーム「梅の香」も休園中である。

第 6 避難指示解除の見通し

平成 27 年 12 月 7 日、南相馬市の桜井勝延市長は、本件原発事故による避難区域の解除時期について、環境省の除染完了見通しの報告を受けた上で、市として判断する考えを示しており、避難区域となっている 20 キロ圏内の小高区と原町区の一部について、解除の目標時期を平成 28 年 4 月としてきた（甲 A 265 号証「福島民報 Web サイト 平成 27 年 12 月 8 日記事」）。

直近の報道では、政府の原子力災害現地対策本部が、平成 28 年 4 月中に南相馬市内の居住制限区域及び避難指示解除準備区域につき避難指示の解除を行う方針を示したとのことである。もっとも、放射能への不安は強く、市におても、住民の 9 割程度はしばらくは戻らないだろうと推測しており、時期尚早の声も強いことが掲載されている（甲 A 265 号証「毎日新聞記事 平成 28 年 2 月 20 日朝刊」）。

以上